

「港区防災計画～震災対策編～」(平成 25 年 3 月策定) の 修正について

【修正の背景】

1. 「大阪市地域防災計画」の修正(平成 26 年 10 月 14 日)
2. 本計画において、「港区災害対策アクションプラン」(以下「AP」という)で具体策を策定することとしていた各項目について、検討を進めてきた。
3. 本計画において、別途、風水害編を策定することとしていた。

【修正の方針】

1. 「大阪市地域防災計画」の修正内容を踏まえて、修正を行う。
2. 「AP」で策定することとしていた具体策の内容を本計画に反映させる。
3. 風水害対策についても本計画に盛り込む。
4. 「資料編」等のデータは最新のものに更新する。

【修正の主な内容】

1. 「大阪市地域防災計画」の修正に伴うもの
 - (1) 総則について
 - ・海溝型地震の被害想定を修正
 - (2) 予防対策について
 - ・堤防耐震化の推進
南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえ、防潮堤の耐震・液状化対策を追記
 - ・避難行動要支援者対策の促進
「避難行動要支援者支援計画」を作成するなど、避難行動要支援者支援の基盤が整った地域については、その要請に応じて自主防災組織へ避難行動要支援者情報を本人の同意を得て提供すること等により対策を進めることを追記
 - (3) 応急対策について
 - ・避難勧告基準の見直し
津波警報・大津波警報が発表された場合の避難指示発令について追記
 - ・災害時動員体制の見直し
直近参集者の動員体制を変更(震度 6 弱→震度 5 強)。また、震度 3 以下の地震または遠地地震による津波発生時の動員体制を追記
 - ・地震に伴う即時避難対策
地震に伴う堤防沈下等により地震直後から浸水が始まる地域の避難対策について追記

- ・遺体の仮収容（安置）所の確保等

災害に備えた適切な場所の確保や、災害時の設置・管理運営について追記

(4) その他

- ・文言の修正

避難収容班→避難受入班、収容避難所→災害時避難所、

要援護者→避難行動要支援者 など

2. 「AP」における具体策に関するもの

- ・具体策が確定したものは、確定した内容を本計画に盛り込む。

例：地下鉄駅舎への避難についての具体策の策定

→交通局との協定締結により、「資料編」の「港区津波避難ビル」に地下鉄駅を追記

- ・具体策が確定せず、引き続き検討や取組みを必要とするものについては、本計画にその内容を記載し、平成27年度に取り組む。

例：外国人への防災情報の周知を図る具体策の策定

→予算化して平成27年度に具体に取り組むこととし、計画の「取組みの方向性」にその内容を記載

3. その他

- ・風水害に係る浸水想定や予防対策、動員基準及び動員体制等を追記
- ・予防対策に、防災サポーター登録事業者拡大の取組みなど、民間企業等との連携強化を追記

【修正の時期】

平成27年3月末